

## 第10回徳島県規制改革会議 概要

日 時：平成31年3月26日（火）10：00～12：00

場 所：徳島県庁4階 403会議室

出席者：床桜座長、田村委員、山田委員、渡辺委員、青木委員、内藤委員、中委員、  
ゲストスピーカー（中川様）、  
担当課（人事課、住宅課、農林水産政策課、県警本部交通規制課、安全衛生課、  
次世代育成・青少年課こども未来応援室）、事務局

内 容：

### 1 開会

### 2 報告「これまでの提言のフォローアップについて」

○第1次提言及び第2次提言について

・事務局から資料1に基づき、説明

・意見交換

座長 : 民泊については、関係委員から新野シームレス民泊の現状報告をお願いしたい。

委員 : シームレス民泊は3年前に、協議会と阿南市で協定を締結し 現在4軒が稼働・運営中。

平時の民泊では、歩き遍路、中でも外国人からの需要が増加している。年間の宿泊者数は1軒100人以上で、稼働率も上昇中。

また、災害時の避難所としては、2年前に自衛隊を含めた、新野町では初となる300人以上参加の大規模な総合防災訓練を実施。去年は、外国人宿泊者に対するサポート向上のための訓練を県内民泊で初めて、行った。

今年、新野町は阿南市の総合防災訓練の開催地となることから、シームレス民泊推進協議会としても、しっかりとシームレス民泊の推進をPRしていきたい。

座長 : 防災道の駅も計画されていると聞いている。ハード面、ソフト面合わせて、平時の活性化と災害時の避難所の仕組みを構築していただきたい。

観光客の増加について、関係委員からコメントをお願いしたい。

委員 : 徳島独自の制度であるシームレス民泊を含め、徳島ならではのおもてなしを活かした民泊の増加について、民泊推進会議で検討。実際に魅力的な民泊も増えつつあり、宿泊客の大多数が外国人という民泊も出てきている。

座長 : アジア系だけでなく、ヨーロッパなど多方面からのインバウンドがあると聞いている。規制改革会議としても、インバウンド増加を後押しする提言を継続していきたい。

規制改革というと法令上の議論と思われがちだが、一般の住民にとっては、窓口が複数にまたがることや書類作成の煩雑さなどが実質的障壁であり、これら

の解消にも取り組んできた。行政の職員数削減もあり、可能な限りAIなど新技術を活用するのが時代の流れではないか。

各委員から、この第1次提言と第2次提言について意見を聞きたい。

委員 : イベント時の取扱いメニュー拡大で、特にそうめん業者は、非常に喜んでいる。提供品目の増加をPRしていきたいとの声も聞く。このように、地域活性化につながっていくことが今後も重要。

### ○第3次提言について

座長 : 昨年の第3次提言の項目に沿い、担当課の説明を聴取し、意見交換をしたい。

(地方公務員の“社会貢献型副業”の促進について)

担当課 : 国の新たな成長戦略には、副業をめぐる法令・これまでの通知を体系的にまとめ、環境整備を行うと示されている。

地方自治体では、1月から2月にかけて、奈良県生駒市や新たに宮崎県新富町で地方公務員の副業を促進する事例が報道されている。

3月19日には、公務員のための「公益兼業」キックオフ、NPOではたらこうと題したイベントが、国によって東京で開催されており、公務員の副業に関する機運の高まりが見られる。

県としては、第3次提言の内容に沿って、職員の不安やためらいを軽減する具体的なモデルケースを提示するため、資料2を案として作成している。報酬を得ることのできる事例として、主に防災啓発、婚活支援、スポーツ指導を紹介する内容であり、こうした活動を積極的に推進するため、資料を職員に提示して、地域貢献活動に積極的に参加するよう呼びかけていきたい。

座長 : 以前、参考人として招聘したソーシャルベンチャー「あわせ」の吉田社長は、人的パワーの確保が難しい中、県職員を中心とした公務員には、専門的な能力や知見があるので、協力を得たいとのことだった。一方、特に退職後の地域への溶け込みや貢献の観点から、公務員自身のキャリアプランにも有意義と考える。

委員 : 先日、出席したボランティア協議会では、若い人材が入ってこず、どの地域でも高齢化画進行。公務員は強制的に参加してもらえたら、という声もあったほど。

座長 : 人口減少もあり、地域コミュニティの運営も厳しさを増すのは明白。ボランティアも非常に重要だが、一定の業務には報酬を支払うシステムが定着しないと、長続きしない。企業の立場から見て、どうか。

委員 : 地域で商売するのも地域の活性化に繋がるという意味では、地域貢献型の定義をどう考えるべきなのか。これまで公務員の立場として、なぜ動きがなかったのか。

座長 : 公務員は、地方公務員法という法律に基づいて仕事をしており、公務に専念するという法律上の大原則がある中で、営利企業等従事許可という手続きで例外的に認められているもの。徳島県が遅れているわけではなく、全国的にこうした取組は少ない。その中でも徳島は一步踏み出そうとしている。都道府県で公務員の副業について踏み出そうとしているところはあるのか。

担当課 : 市町村ではあるが、都道府県ではなかなかない状況。

座長 : IT企業などでは副業は珍しくないが、公務員には法律上の制約があり、一步踏み出すには、一定の公益的理由が必要と考える。まずは実績を上げていくことも重要。  
多様な業務にすでに取り組みされている委員からどうか。

委員 : 線引きの問題は民間でも難しいこと。自分自身も上司の許可なしには動けない。公務員の場合、任命権者の許可を得られやすくするために、機運を高めていくことが重要。  
県では年間どれぐらいの件数があるのか。

担当課 : 社会貢献活動としては、骨髄バンクの啓発活動や予備自衛官など、年間5、6件程度。  
今後の周知方法としては、各主管課を通じてチラシを職員に周知していきたい。職員には報酬を得ることへの抵抗感が非常に大きいと感じており、その点について、一定の場合には報酬を受けてもいいのだと周知することで、活動への参加者を増やしたい。

座長 : 報酬を得るという事がポイント。ボランティアというやり方も確かにあるが、吉田社長も言っていたように、一定時間の拘束と専門的知見の発揮に対して報酬を支払うことは当たり前のこと。また、それにより相互の責任が明確になるので、そこを整理して、明確にしておくことが重要。

委員 : 例えば、特定の県職員を呼びたいという逆指名ができる形を作ればどうか。職員から手を挙げにくい場合でも、民間から申請していく相互の仕組みがあれば、実績が上がるのではないか。  
すでに「まなびーあ人材バンク」があるが、なかなか運用されていないと認識。その点を変えるためにも、規制改革会議で提言をまとめていくことが重要。

座長 : この提案はシステムの話であり、先の提言において、教育現場における外部人材の話で提案したことに通じる。

委員 : そのとおり。  
制度上は、今でも申請をし、許可を得れば、報酬を受け取ることは可能という

ことでよいのか。

座長 : 制度上は可能だろうが、職員の一般的な認識としては、できないと認識されているものと思う。

委員 : 育児支援活動をボランティアで行っている知人の県職員が新聞にコラムを書いた時に、上司には連絡したが、報酬は受け取らなかったと聞いた。制度としては今でもできるのかもしれないが、職員から見て、面倒と思われる現状があるのであれば、申請などの手続きを明確化して、報酬を受け取りやすくすることが必要ではないか。今日から大々的にOKにします！などと、職員がやりやすくなるような仕組みが必要と思う。

座長 : 1つ重要なのは、中委員が言われたように、人が残念ながら減少しているので、地域を支える人材、特にリーダーが不足している。県職員の場合は、ノウハウ、知見があるので、そこに貢献していくことが重要となる。本業がある中で、時間のやりくりをするのだから、それなりの報酬を得るのは当たり前のことと思う。

今まで、駄目だという前提で運用されてきた制度を、可能だという転換をしたことは担当課として英断と思うし、高く評価したい。

企業にも、地域貢献への思いを持っている人がいると思うので、そちらの実現にも期待したい。今後の動きも見守っていききたい。

(移住促進に資する「農地付き空き家」の活用について)

担当課 : 農地の取得における下限面積の引下げについて市町村に積極的に助言すべきとの提言をいただいた。県としても他県の事例や国交省の手引きを市町村に紹介してきた。このたび、石井町で面積の引き下げを行っているので、ご紹介する。資料3は石井町の告示で、通常農地取得の際の下限面積は40アールとしているが、空き家に付属した農地については、0.01アール、つまり1平方メートルまで引き下げる取扱いを1月1日から適用している。今後、他の市町村に石井町の事例や国交省の手引きを紹介し、相談等に対応していきたい。

座長 : 昨年参考人として招聘した神山町のNPOグリーンバレーの担当者からは、移住促進で空き家を紹介するが、農地については一定以上の面積が必要ということもあり、話がまとまらないケースがあった。空き家の活用に向け、また、耕作放棄地化防止のためにも、下限面積を引き下げるべきではないかという話があった。

石井町の面積は全国最小か。

担当課 : これ以下はないかと。

座長 : 石井町が面積を引き下げたのは、空き家が増えたからか。

担当課 : 空き家の問題に加え、農業従事者の減少という現状もあると聞いている。移住者にとって、住宅と農地の両方を取得しやすい環境整備をすることが狙い。

座長 : 放置された空き家は危険なものとなりうるし、農地は耕作放棄地になるおそれがある中、移住者の増加につながるの規制緩和となれば喜ばしい。

委員 : 石井町の対応は、画期的。  
空き家バンクに登録している場合は、全て認められるのか。

担当課 : 物件個々の下限面積は農業委員会に個別に諮って決定されるもの。

座長 : 空き家バンクの利用が前提で、規制緩和としては、物件ごとに指定されるということか。

担当課 : そのとおり。

座長 : どちらかというとなら神山町のような農地の小さい中山間地域で対応が進むと思っていたので、石井町が先行しているのは意外。

担当課 : 石井町としては、農業従事者を確保したい、また、移住者の獲得にもつなげていきたいとのこと。

座長 : 市町村が権限を持っている事項なので、引き続き、市町村に対し事例を紹介し、移住促進、空き家活用、農地の有効活用につなげていっていただきたい。

(イベント時の道路使用許可手続の明確化・弾力化について)

担当課 : 提言をいただいたが、警察庁の指示で、全国一律の取扱いをすることとなっている。対応については今までの現状ということとなる。  
ただし、そもそも一括申請ができないということではなく、要件が満たされていれば、一括での運用をするということ。  
取扱いが複雑なので、必ず所轄の警察署のほうで事前に行政指導または協議をすることとなっている。

委員 : 引き続き規制改革会議としては改善を求めていきたい。地方ほど人材が不足しているなので、小さいお祭りをするにしても、資料作成の手間がかかることによって、本来やらなければいけないことがおろそかになるということが出てくると思う。

座長 : ポイントは二つ。一つは、役場が全体をコントロールしている場合、弾力的な取扱いができないかということ。もう一つは、それぞれが手続きをすることで、全体としてのコストがかかってしまうということ。  
このままだと地域を盛り上げるイベントが継続できなくなってしまう、だから

なんとかしてほしいという切実な声。特に過疎地域の実情について主張し続けていかなければならない。もっと言うと、警察庁に政策提言していくということもあると思う。制度は人が作っているもので、今の時代に応じて制度を変えるよう要請していくことは当たり前のことであり、改めて継続して取り扱っていききたい。

(食品の栄養成分表示義務化への対応について)

担当課 : 平成27年4月の食品表示法と施行に伴う表示ルール変更の一つとして、栄養成分表示が一般消費者向けの加工食品について原則義務化された。その中で消費税を納める義務のない小規模事業者が直接販売するものについては、栄養成分表示を省略できるという規定があるが、大手のスーパーなどに卸して、スーパーなどが販売する場合については、小規模事業者ではないので、表示が必要。そこで、そのスーパーに卸す小規模事業者にとっては表示が必要であることへの対応ということで、提言をいただいた。

この栄養成分表示は、消費者の健康づくりに活用するという目的で、食品表示法上も義務化されている。そのため、小規模事業者にも可能であれば表示をしていただきたいというのが担当課としての願い。

県の具体的な対応としては、栄養表示相談窓口を昨年度、県庁と県内の6保健所に設置。表示の相談窓口は各自治体にもあるが、栄養表示に特化したものは珍しく、県外からも問い合わせがある。今年度は食品関連の団体と連携し、事業者の集まる機会に、出張窓口として当課の職員が出向き、直接相談を受けることもある。

また、消費者教育にも力を入れているところでもあり、国民の健康づくりのためにぜひご協力をお願いしたいと考えている。

去る5月には消費者庁が「食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン」第二版として公表したことを受け、当課で冊子印刷をし、研修会で配付している。また、徳島文理大学の中川先生主催の事業者向け研修会で、栄養成分表示の制度や表示方法を説明する機会をいただいている。

経過措置期間が、あと1年となり、2020年4月1日以降からは栄養成分表示が必須になるので、さらなる周知を図るとともに、研修会の開催をさらに強化していきたい。

座長 : 消費者目線では必要なことだが、製造の現場、とりわけ地方において家族経営でやっている事業者にとっては、今までどおりの取引ができるかどうか、大きな転換期を迎える。

中川教授が、菓子製造業者に焦点を絞った調査をしているので、結論を中心に説明をお願いしたい。

中川様 : 菓子製造業に特化した調査結果について説明させていただく。

国は全ての食品製造業者が栄養成分表示をすることが望ましいとしているが、制度的に見て、実施が必須となるのが、209業者のうち64業者で、全体の30.6%、約3割であった。

栄養成分表示の義務化や免責事業所について、販売会社が小規模でない場合、栄養成分表示をしていない商品は販売できないということを知らない業者が非常に多く、栄養成分表示制度自体が浸透していないことが伺われる。

一方、栄養成分表示義務化による経営面への影響については、わからないと答えた業者が約3割あり、業界全体でも経営面で先行きが見えない状況であろうかと思われる。これらから、今後、菓子製造業者を救済していく必要性が浮き彫りになったと考える。

課題・問題点については、75%の事業者が何らかの負担を感じていると回答。内容として、栄養成分表示を行うための金銭面、時間と人手の負担が大きいとの回答のほか、栄養成分表示の具体的な手順を知らないとの回答も見受けられた。

行政からの取組が必要と答えた業者は95.2%であり、その内容として、自ら表示を行う際に参考になる資材や教材の提供、表示を行う経費の補助、栄養成分表示制度・方法の研修会の開催、保健所及び徳島県庁等で相談できる場の確保を求めるとの結果となった。産直市を通じてアンケートを行った、菓子製造業以外の食品製造業者でも同様の結果。

全面施行までは残り1年あまりということで、早急に金銭的補助や栄養成分表示が出来るよう環境整備を推進する活動が必要と考える。

座長 : 一番のポイントは、自分の所は小規模だから問題ないと思っている事業者が多いことと考える。実際には、取引先が大手であれば表示が必要なので、表示がないままでは今後、取引できないということが認識できていないようだ。

委員 : 組合員の話を知っていると、やはり組合が率先して、栄養成分表示のシールを打ち出す機械を購入してもらうよう、全国に案内を配布している。40代、50代が代表の企業は問題ないが、代表者が高齢の事業者は、組合の会合にも出てこない場合も多く、非常に心配。

座長 : 施行直前にバタバタする状況も想定される。

委員 : 組合の組織として、補助金等の対応ができればと考えている。

座長 : 今のままだとどういった状況が想定されるのか。

中川様 : 2020年4月1日以降に製造した商品について、スーパーマーケットが法律どおりに対応したら、栄養成分表示をしていない商品は売らないということになる。そうすると、スーパーマーケット自身も売商品数が減ってしまうが、それでも売らないということになると、対応していない小規模事業者の経営には、その影響がまともに出てくる。

座長 : スーパーマーケットが製造業者から買う場合は必ず表示しなければいけない。スーパーマーケットが表示しなくてよいのは、産直市などの棚貸しのケース。

そのような表示しなくてもよい商品のコーナーができた場合、消費者がそれを選ぶかどうかという問題もある。

委員 : 私は買うと思う。現在でも、スーパーの産直コーナーには人気がある。まちの八百屋さんやお菓子屋さんは自らの店頭で販売をやめて、スーパーの産直コーナーで売っていることもある。

座長 : 4月から表示しなければいけない中で、スーパーマーケットはどのような立場になるのか。

中川様 : スーパーマーケットに対するアンケートも考えている。表示が不要な委託販売の商品数を増やすとしても、限界もある。まちの和菓子屋さん、洋菓子屋さんが、産直市など委託販売をしてくれるところで販売するようになっている。

委員 : 消費者にも戸惑いがある。これ以上表示が増えても、見るものだろうか。

中川様 : 生活習慣病の消費者が増えていることもあり、健康づくりのために活用しようという制度。徳島県も消費者教育に力を入れていて、サポーターがスーパーマーケットで色々な調査もしている。保健所に聞いてみると、表示違反があった業者への指導で手一杯というところもある様子。あと1年という中で、栄養成分表示について業者に丁寧に説明や周知する手間がどれだけとれるのか懸念している。

座長 : 栄養成分表示に対応できない事業者は、自店舗で売るか棚貸しで売のかのどちらかになる。通常の流れとしては表示が義務化されたら、大手は表示されたものを売るようになってくる。そういう流れの中で、対応できない事業者の経営はどのように変わっていくかという問題提起。高齢の事業者でも取り組めるようなやり方やわかりやすいサポートをしていくしかないのではないのか。

担当課 : 当課としては、様々な研修会を行っていく、あるいは食品関連事業者や菓子工業組合と連携して研修会を開催したり、産直市からも要望があるので、出向いて表示の説明をするということを考えている。

どこまでの周知を図れるかには難しいところもあるが、できるだけ機会を増やしていくことを考えている。様々なリーフレットを県でも作っており、それらを活用して、できるだけわかりやすく、丁寧に説明していくしかないと考えている。

座長 : 業界全体として、渡辺委員、山田委員も感じていると思うが、事業承継の問題も非常に深刻な問題となっている上に、このような一見、規制緩和だが実質、規制があるとなると、もうやめようというところも出てくる可能性もあることが、中川教授の調査で把握できたので、担当課としてもよりきめ細やかな対応をお願いしたい。



担当課 : どういったところに手厚く周知していくかということを検討して、対応していく。

座長 : 国は小規模事業者のことを考えていないのではないか。

担当課 : 今年1月に小規模事業者向けの表示のチラシがリニューアルされた。そこには、必ずしも栄養成分表示がないと納品できないというわけではなく、スーパーとの話し合いの中で、スーパー側で表示をしてもらうこともできる旨の追記もされ、少し可能性も広がったかと思う。

座長 : スーパー業界も厳しい状況なので、そこまで親切にしてくれるとは思えない。

担当課 : 難しいと思うが、少しだけ可能性は広がったのではないか。スーパーなど大規模な事業者は、早くから納品事業者に表示を切り替えるよう伝達している模様。県も手順の相談など質問も受けており、去年から対応をしているところ。今回の中川先生の調査で、小規模事業者への周知が課題であることが浮き彫りになったので、十分に支援していきたい。

座長 : 小規模事業者とスーパーをはじめとする大手販売業者との間の調整を含めて、きめ細やかな対応をしていただけたらありがたい。  
来年4月にスタートになるので、少なくともこれを機会にやめようという業者が少なくなるように努力していただきたい。

#### (「子ども食堂」の普及促進について)

担当課 : 子ども食堂の普及促進につきまして、関係者が参画しての対応方針の策定や、方針に基づいた施策の検討について提言をいただいた。

昨年10月に設置した「徳島県子どもの居場所づくり推進会議」の設置要項を資料として配布しているが、子ども食堂を実際にやっている方々、関係する団体や市町村にも参加してもらっている。

子どもの居場所づくりには非常に幅広い内容を含んでいて、様々な方に参画していただいている。県庁側としても、こども未来応援室、教育委員会、農林部局、商工部局、衛生部局が入った会議となっている。

10月の設置以来、会議は11月、1月、3月の3回、開催していて、運営団体・支援団体の取組や課題を紹介してもらったり、意見交換をしてきた。これらを踏まえ、今後、関係者が連携して子どもの居場所づくりを進めていくためのガイドラインを策定していくこととなっている。資料は3月の会議で提示したガイドライン案であり、県や市町村だけでなく、実際に運営や支援を進めていく皆さんで方向性を共有していこうということで、前半では策定の目的や居場所の定義や機能・役割を記述。子どもを中心とした取組ということで、衛生管理を含む安全対策を重視した内容としている。後半では、地域の実情に応じた居場所づくりを推進していくということで、実際に運営を行う方への支援と

運営の支援を行う方を集めた「支援バンク」を構築できたらと考えている。また、市町村の体制づくりも支援していきたい。こうした内容のガイドライン案を会議で提示しており、5月頃開催予定の次回推進会議でガイドラインを決定し、県としてもガイドラインに基づく支援バンクや一元的な相談窓口や側面支援を進めたい。

座長 : 子ども「食堂」という名称であるために、飲食店と同様の法令上の規制があるが、実際の運営はほとんどが無料又は非常に低廉なものとなっていて、同様の規制の対象にすべきかという論点があった。食品衛生法等の法令上の観点からはどういった状況になっているのか。

担当課 : いわゆる「子ども食堂」だが、実態は様々。居場所づくりの中での食事提供もあるし、飲食店がベースとなっているものもある。それらのケースごとに保健所で許可の要不要を判断している。ただし、要不要にかかわらず、子どもに食事を提供するには、衛生状態に気をつけることが必要であり、食品衛生を所管する立場としてフォローしていきたい。

座長 : 食堂でやっているところは問題ないのだろうが、居場所づくりとして食事を提供する場合は、法令上どのような扱いになるのか。

担当課 : 食品衛生法上は、不特定多数の方に反復継続して食事を提供する場合には、営業許可取得が必要。ただし、子どもの居場所づくりの中で、たとえば、提供先を限定しているとか、食育の観点から合同調理をしている場合については、許可を必要としない。このことは推進会議でも委員に説明している。

座長 : 会議に出席している関係者の反応はどうか。

担当課 : ご理解をいただいている。

担当課 : 食品衛生は専門外なのだが、会議においては、子どもを参加させる側のPTAから、食品衛生だけでなく防犯も含め、子どもの安全には気をつけなければ、継続が難しい旨の意見があった。この点は、関係機関や地域の方など関係者が協力していく必要があるとの議論になっている。そのため、衛生部局としても、運営に協力していくことになろうかと思う。

座長 : 現時点で県内には子ども食堂は何軒あるのか。

担当課 : 継続的に運営されているのは、10箇所。最近では、新聞でも報道されたが、阿南市で放課後児童クラブを活用した子ども食堂が立ち上がっており、そちらも継続的にやっていく方針と聞いている。また、鳴門市でも新たに子ども食堂が何箇所か立ち上げると聞いている。鳴門市は推進会議のメンバーでもあるが、居場所づくりに向けた助成制度も創設されると聞いている。県としても、それ

ぞれの取組みを支援していきたい。

委員 : 食事に事欠く子どもたちを対象にスタートしたとっていたが、今では全ての子どもを対象をしているのか。

担当課 : そのとおり。  
もともとの子ども食堂の発祥はおっしゃるとおり。推進会議でも議論があったが、本当に困っている人のための子ども食堂と打ち出すと、そういった方が逆に来にくくなってしまうとか、一般の方が忌避する可能性があるとのことだった。子ども食堂に限らず、学習支援でも同じだが、単なる貧困対策ではなく、様々な機能を持った地域で子どもを育てていくという観点から居場所づくりということでやっていきたいと考えている。  
忙しい母親が食事を作るのが大変な時に、子どもと一緒に行って、一息ついたり、他の母親と交流するというのもあってよいのではないかと考えている。

委員 : 前川の教会が運営している子ども食堂は、母親が休める場所と謳っている。ほかにも「世界の子ども食堂」ということで、朝食は外国人のボランティアと一緒に、その国の歴史を紹介したり、いろいろなバリエーションがあっているのではないか。  
常設で毎日やっているところにクレールがあるが、徳島市のクラウドファンディング型ふるさと納税を受けている。こういった毎日やっているところが増えていけば喜ばしい。

座長 : 無料や低廉な代金で、となれば、それを支えていく負担もあるだろう。  
子ども食堂は貧困対策から始まっているが、子どもの居場所や交流の場所という形に発展してきているので、概念自体も変化している。  
許認可の関係では、岡山県などは子ども食堂向けにハードルを下げようという方針があったと記憶しているが、多様性を持った子ども食堂をより広めるためにも、安全衛生を維持した上で、法令上の後押しについても連携していただきたい。  
形が見えないところから、ここまで進めていただいたことは、評価したい。

### 3 協議「第4次提言に向けた意見交換」

座長 : 例年のとおり、秋口を目途に第4次提言を行うことにしていきたい。その過程で、本日の話題についてもフォローしていきたい。

まず、意見として、資料6を作成してみた。上段は、これまでの提言の整理。中段で、第4次提言もこれらの延長線上にあると考えるが、事務局において、委員だけではなく県民意見の聴取する取組もしてもらいたい。課題解決に資する法令上の規制改革だけでなく、実質的障壁の見直しもやっていきたい。今、世界が進む共通目標の一つとしてSDGs（持続可能な開発目標）がある。国もこれに沿った実施方針を策定しており、都道府県や市町村においても、SDGsを参考にいろいろな計画などが整理されていくだろうと考える。規制改革会議としても、SDGsとの関連を持ちながら、後押しするような形で提言を考えていきたい。必要に応じて、参考人を呼んで、スピード感を持って、提言をとりまとめていきたい。

具体的論点の例として、考えるところを何点か資料に示してみた。

一つは、過疎地域ではコミュニティの基盤となる移動手段が厳しい状況にある。高齢者の運転免許返上もいいのだが、過疎地域ではそこから動けないという状況で、生活もままならない。

その対策として、公共交通機関の充実は難しいことから、それを補完するものとしてマイカー運送や交通量の少ない過疎地域において、先行的に実施する自動運転など、新しい交通システムを構築できないか。

もう一つは、現在は2人に1人ががん患者となる世の中であることから、仕事と治療を両立させられる働き方について、テレワークの活用や就業規則のありようなども含め、議論してみたい。

もう一つには、地域おこし協力隊は本来、3年の期間が経過した後も地域に定着することが期待されているが、実際には他の地域に移ってしまうケースも少なくないことから、更なる定着を図るための移住促進や地域企業の人材不足解消につながる官民連携の仕組みを構築する必要があるのではないかと。

さらに、現在、実証実験段階にあるIoTを活用した防災減災システムの実装に向け、関係法令の規制緩和について、現場と国の所管官庁をつなぐシステムがあればありがたいと感じている。

最後に、2020年から成人年齢が引き下げられるが、県内の10代の投票率の低さからわかるように、新たに成人になる18歳・19歳を県の審議会等に登用することによって、若年層に社会参加の重要性を理解してもらおうと同時に、県の課題を認識してもらおう中で、徳島に対する「地域愛」を醸成できないか。

委員 : 座長からの最後の提案については、自分自身が総合計画審議会若者クリエイト部会の部会長であるが、就任時点で30代だったので、10代の登用となれば、大変画期的。昨年のクリエイト部会では、未来フューチャーセッションと題して、高校生とのミーティングを開催したが、部会としても若い世代の活躍の場づくりを提案している。規制改革会議で議論することも大賛成であり、これからの徳島には必要なことと考える。

地域おこし協力隊の定着についても、定着率等のデータを取っていただきたい。  
人材と地域のマッチングも議論が必要と考える。

委員 : 10代の投票率の低さは住民票の問題もあり、国の制度に関連する部分もある。  
審議会に10代の若者を呼ぶという発想は賛成。午後に参加する社会教育委員会の会議には公募委員の大学生も入っている。こうした会議や公募委員の存在を学生に知らせる仕組みづくりも興味深い。  
がん患者就労支援の件についてだが、自分自身が難病患者ということもあり、がん患者だけでなく、難病患者や障がい者、発達障がい者も対象に広げてはどうか。現状の就労支援制度設計が、がん患者、難病患者でグループ分けされているように感じるので、就労弱者といったような包括的な捉え方もできるのではないか。県内の実情として、テレワークは給与が低くなりがちという課題があるので、その対応も議論できれば望ましい。

新交通システムについては、県内に電脳交通という先進的な企業があり、他社と連携した実証実験をしている実績もあるので、県内での取組みにつなげられないか。

委員 : 観光客が全国一少ないというニュースが報じられているが、何かいい方法はないものか。自転車道でしまなみ海道が多くの観光客でにぎわっているのだから、徳島でも自転車で周遊するようなことや橋を渡るようなことは考えられないか。  
若者の投票率の低さについては、立会人を若者にすることなどはできないのか。投票所も若者が集まるところにすればよいのでは。

委員 : SDGsを柱に考えていくということは非常に大事なこと。  
AIやIoTといった新技術を活用する上で、スマートホンやパソコンを利用できるか否かによって、生活面でも不便なことがあったり、さまざまな格差が拡大するおそれがある。徳島は高齢化が進んでいることもあり、高齢者による活用の支援に力を入れる必要がある。  
電子決済の普及など、地域間格差が大きいサービスもあり、その点への対応も検討できないか。

委員 : 成人年齢の引き下げに関して、地域愛の醸成につながる、消防団などの地域活動について、若者の参加・育成をいかに進めるか考えていきたい。

委員 : 地域企業の団体としては、地域の子どもの笑顔を増やすことが本当の地域活性化。地域の若者が地元で活躍できるよう、組織に持ち帰って検討してみたい。

座長 : 論点については、事務局と相談しながら、議論を進めていきたい。可能であれば、関連する参考人にもお越しいただき、議論を深めたい。

以上